## 目 次

第5回大宜味村議会臨時会会議録	(会期日程表)	 1
第5回大宜味村議会臨時会会議録	(10月13日)	 3

## 第5回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和56年10月13日

会期1日間

閉会 昭和56年10月13日

月日	曜日	会議別	会議時刻	日程
10月13日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 意見案第2号 陳情第5号 議案第42号~議案第46号 説明、質疑、討論、採決 閉会中の継続審査申出について 閉 会



## 第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和56年10月13日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和56年10月13日 午前10時00分)

閉 会 (昭和56年10月13日 午後5時23分)

2. 出席議員(13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 9番議員 松 島 重 克 君

2番議員 平 良 真 光 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

8番議員 崎 山 喜 弘 君

3. 欠席議員(1名)

3番議員 山 城 宗 喜 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 意見案第2号 昭和56年産さとうきび最低生産者価格引き上げ等に関する要望意見書

日程第4 陳情第5号 砂糖政策、制度見直し及び甘味資源農業の振興に関する要請

日程第5 議案第42号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約について

日程第6 議案第43号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約について

日程第7 議案第44号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約について

日程第8 議案第45号 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金徴収について

日程第9 議案第46号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第10 閉会中の継続審査申出について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和56年大宜味村議会第5回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長において12番 東 武郎君、13番 平良嘉清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時03分)

再 開 (午前10時19分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第3 意見案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第2号 昭和56年産さとうきび最低生産者価格引き上げ等に関する要望意 見書について採決いたします。 本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時20分)

再 開 (午前10時39分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第5 議案第42号から日程第9 議案第46号までを一括議題といたします。 村長の提案理由説明を求めます。

O 助役(新城繁正君) 村長が本土出張中でございますので代わりまして私の方から説明 いたしたいと思います。

議案第42号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたします。

議案第43号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたします。

議案第44号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたします。

議案第45号、大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条の賦課額、賦課基準、徴収の時期および方法について、下記のとおり定めたいので議会の承認を求めます。 議案第46号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入出それぞれ1,820千円を追加し、歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ1,595,878千円とする。

歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は第1表歳入歳出予算補正による。

内容を説明いたしますと、歳入で財政調整基金より1,820千円の繰入金でございます。歳 出は民生費に200千円、衛生費に1,620千円の補正増でございます。

〇 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時57分)

再 開(午後1時32分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第42号の質疑に入ります。

発言を許します。

- O 12番(東 武郎君) 改善センターの場合は電気は別にしておりましたが、今度の場合は含めてですか。
- 〇 技手補(前田文孝君) これは電気、水道、排水はひとつの設計になっています。
- 議長(玉城一昌君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第43号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第44号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第45号の質疑に入ります。

12番退場。13番退場。(午後1時36分)

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。 よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。

> 休 憩 (午後 1 時37分) 再 開 (午後 1 時38分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

12番、13番入場。

これより議案第46号の質疑に入ります。

発言を許します。

- O 13番(平良嘉清君) 水道施設費の19節に1,300千円渇水対策として計上されていますが、地元負担はどのくらいか。
- 助役(新城繁正君) この額は建設課の担当職員が現地を調査いたしまして、パイプの長さに単価を掛けまして出された数字でございまして、区長を呼びましてこれはあくまでも緊急な措置でありまして、村は財政的に大変ひっ迫していると、その中での緊急対策でございますから出来るだけ部落も協力してほしいという話し合いになりまして、実は部落の方としましては村の方に去った9日でございますが呼ぶ前に既に方針が立てられていたようでございまして、資材代を村が補助してくれれば夫役は区民協力してやりましょうとこういうような話し合いが出来ているということでございますので、私共もなるべくそのようにして下さいと、最低の予算で水事情を改善しようということでございます。あくまでもこの1,300千円というのは予定している水源地にせきを造って具志堅さんの所までパイプを引っぱって来て直結するというような予定の基に積算されたものであります。
- 13番(平良嘉清君) パイプを850メートル引くという材料費ということになりますか。
- O 助役(新城繁正君) そのとおりでございます。
- O 8番(崎山喜弘君) 同じく水道施設費ですが、850メートルのパイプを直結するということでしたが、そうしますと塩素消毒はどうなりますか。
- 助役(新城繁正君) この件につきましては去った9日の区長との話し合い、それから 渇水関係担当課長係員との会合の席上でも一番問題になったわけです。したがいまして役務 費で計上されている70千円で直ちに水質検査をするということと、検査を終りますと、消毒

が直結されますと水源地でやっても効果がないだろうとそうすると家庭でとなるとどうだろうかという話が出まして、現在のところは健康保持の意味から飲料水については最低消毒して使ってほしいと区長でもって部落民に徹底してもらうし、担当職員もそのことにつきましてはチラシ等も含めて十分気をつけていくという話し合いのもとでやっております。

○ 議長(玉城一昌君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後1時45分)

再 開(午後1時46分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第42号の討論に入ります。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第42号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第43号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第44号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第44号 村営住宅宮城団地新築工事請負契約について採決いたします。 本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第45号の計論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第45号 大宜味村営白浜地区ほ場整備事業賦課金徴収について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第46号の計論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第46号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。 本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

O 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後1時50分)

再 開 (午後4時47分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

午後5時30分まで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、午後5時30分まで会議時間は延長することに決しました。 暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時48分)

再 開 (午後4時54分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第4 陳情第5号を議題といたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております陳情第5号は経済建設常任委員会に付託いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時55分)

再 開(午後5時20分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、経済建設常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されています。 これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の申出書について日程に追加することに決しました。

日程第10 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第71条の規 定によりお手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

おはかりいたします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

> 休 憩 (午後 5 時21分) 再 開 (午後 5 時22分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

これをもって昭和56年大宜味村議会第5回臨時会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、昭和56年大宜味村議会第5回臨時会を閉会いたします。 ご苦労さんでした。

閉会(午後5時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉城 一昌

署名議員(12番) 東 武郎

署名議員(13番) 平良嘉清